

○厚生労働省告示第二百八十六号

労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号。以下「徴収法」という。）  
第二十九条の規定（失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和四十四年法律第八十五号。以下「整備法」という。）第十九条第三項又は石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号。以下「石綿健康被害救済法」という。）第三十八条第一項の規定により準用される場合を含む。）によりその例によることとされる国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十一条及び国税通則法施行令（昭和三十七年政令第三百三十五号）第三条第一項の規定に基づき、徴収法、整備法及び石綿健康被害救済法に基づく申告書の提出、納付又は徴収に関する期限のうち、次に掲げる地域内に所在する事業場の事業主若しくは平成十九年七月十六日において、労働保険事務組合であつてその主たる事務所が当該地域内に所在するもの（以下「特定事務組合」という。）に労働保険事務を委託している事業主又は特定事務組合に係るもので、その期限が同日から到来するものについては、その期限を厚生労働大臣が別に定めて告示する期日まで延長する。

平成十九年八月十六日

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

都道府県名

指

定

地

域

新潟県

柏崎市

三島郡出雲崎町

刈羽郡刈羽村